従業者名簿（風営適正化法関係）

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>昭和・平成　年　月　日生</td><td>確認年月日</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>国籍・地域</td><td></td><td>確認年月日</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒

電話番号　（　）</td></tr>
<tr><td>接客従業者か否かの別</td><td colspan="3">☐ 接客従事者　☐ その他の従事者</td></tr>
<tr><td>従事する業務の内容（できるだけ具体的に）</td><td colspan="3">■その他の場合に記載（　）</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td>年　月　日</td><td colspan="2">☐ 解雇　☐ 退職　☐ 死亡</td></tr>
<tr><td>退職理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>※備考（履歴等）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

■確認書類

日本国籍を有する者	☐ 住民票（本籍地記載のもの）　☐ 運転免許証（表・裏面）　☐ 戸籍謄本 ※住民票は、個人番号が記載されてないこと ☐ パスポート　☐ その他確認書類（　）
外国籍を有する者	☐ 住民票　☐ 在留カード（表・裏面）　☐ パスポート ※住民票は、個人番号が記載されてないこと ☐ その他確認書類（　）

注意事項

1. 常時営業所に待機している者はもちろん、必要に応じて他から派遣されてくる者等であっても、当該営業所に従事している限り、従業者名簿に記載しなければなりません。
2. 従業者のうち接客に従事する者は、生年月日を確認し、その確認した年月日を記載するとともに、その確認した書類の写し等をこの名簿に添付しなければなりません。
3. この名簿は、従業者の退職（解雇、退職、死亡）の日から起算して３年間保存しなければなりません。
4. ※印欄は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律以外の項目です。ご自由にご利用下さい。
5. 従業者名簿の作成は、この書式（用紙）を使用することが義務づけられているものではありません。